

答 申 第 42 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 2 年 4 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 9 月 22 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」が実施した「多様な性と生活についてのアンケート調査」に係る文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が平成 31 年 2 月 20 日に行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、本決定の取消しを求めたものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

当該アンケート調査結果は学術的かつ公益性の高いものであるにも関わらず、それに関する公文書が件名すら公にできないというのは極めて不当である。件名及び公文書の全てについて、開示されて然るべきである。公開することで県民等の信頼が損なわれると述べられているが、情報が隠蔽されていることによって県民等の信頼が損なわれているのが実情である。信頼回復のためにも、適切な情報公開が行われるべきである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件非開示部分は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るもの若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害する情報である。

また、本件非開示部分は法人の事業等に関する情報であり、公にすることにより当該法人の社会的評価を貶めることになり同法人の事業の円滑な遂行を阻害するとともに今後の事業活動において競争上不利益を与える。また調査研究に関する事務における審議、検討又は協議に関する情報であり、未成熟、事実関係の確認が不十分な情報が含まれており、県民等への誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせ、特定の者に不利益を及ぼす。

報告書の完成に至る詳細な経過を公表することは、フレンテみえ及び県の信頼性を貶め、同法人及び県の将来の同種の事業・事務において、研究者等の外部の協力を得られなくなり、適正な事務の遂行に著しい支障を及ぼすとともに、同法人の今後の事業活動において競争上不利益を与えるため。

したがって、条例第 7 条第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成 29 年に三重県文化振興事業団が管理・運営する三重県男女共同参画センター（フレテみえ）が三重県立高等学校に在籍する 2 学年生徒を対象として行った「多様な性と生活についてのアンケート調査」に関する文書であり、平成 30 年 11 月 5 日に行われた部分開示決定に対する審査請求を受けて平成 31 年 2 月 20 日に追加で決定を行った文書である。対象公文書の全てが非開示になっていることに加え、特定した公文書の件名の一部が非開示とされている。

(3) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第 7 条第 2 号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(4) 条例第 7 条第 3 号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができることと定めたもので

ある。

しかしながら、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

(5) 条例第7条第5号（審議検討情報）の意義について

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

(6) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の該当性を客観的に判断する必要があるが、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(7) 条例第7条各号の該当性について

ア 対象公文書の内容

対象公文書のうち一部の情報は、共同研究者である事業を営む個人の調査研究に係るものであり、公にすることにより、当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第7条第3号に該当する。また、実施機関の調査研究に係る事務の公表前の試行錯誤の段階のものでもあるため、公にすることにより自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害すると認められ、条例第7条第6号にも該当し、非開示が妥当であるが、当時の状況や今後の方針等の情報については、条例第7条各号の非開示情報には該当せず、開示が妥当である。

イ 実施機関が特定した対象公文書の件名、日付

本件対象公文書は、全ての部分が非開示とされていて、決定通知書に記載されている「実施機関が特定した公文書の件名一覧」における件名の一部についても非開

示とされている。対象公文書はアンケート調査に関する当時の経緯や状況等が記載されている文書であることが認められる。実施機関によると、「報告書の完成に至る詳細な経過を公表することは、フレンテみえ及び県の信頼性を貶め、同法人及び県の将来の同種の事業・事務において、研究者等の外部の協力を得られなくなり、適正な事務の遂行に著しい支障を及ぼすとともに、同法人の今後の事業活動において競争上不利益を与えるため。」ということであったが、当該文書の内容は、既に実施機関が公表又は報道発表がされていることに関する情報であり、県としての対応も既に完了しているので、対象公文書の件名を公にすることで、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがある情報とは認められないため、条例第7条第5号には該当しない。また他の非開示情報にも該当するとは認められず、日付と併せて開示が妥当である。

ウ 職員の所属、役職、氏名及び電話番号

条例第7条第2号は、「公務員の職務に関する情報」を個人情報から除外し、原則開示することとしている。これは、公務員の職務に関する情報は、そもそも公務員の職務の性格上公益性が強いことから「個人に関する情報」には含まないこととし、当該情報を原則開示することとしたものであると解される。

しかし、公務員の職務に関する情報であっても、例外的に「公にすることにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とすることができる。これは、公務員の職務に関する情報であっても、同時に公務員の私事に関する情報の側面もあり、同側面の方が、明らかに大きいような場合（特定公務員の「給与額」「勤務成績」「処分歴」等）がこれに該当すると解される。

本件対象公文書には公務員である職員の所属、役職、氏名、電話番号が記載されている箇所が存在する。これらの情報は、職務に使用されている以上公務員の職務に関する情報であると認められるが、電話番号は職務として常に使用している番号ではなく、一私人としての携帯電話の番号であることが確認された。したがって電話番号については、公務員の私事に関する情報であり、その側面が明らかに大きい場合であると認められ、条例第7条第2号の、「公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、非開示が妥当である。職員の所属、役職、氏名については、公務員の職務に関する情報であるため、開示することにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示が妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別表1 審査会が開示すべきと判断する部分

公文書名	開示すべき部分
公文書の件名	全て
日付	全て
3 (1) 経緯の①	②～④は非開示妥当
3 (2) 現在の状況	全て
4 今後の対応方針	全て
5 職員の所属、職名、氏名	電話番号は非開示妥当

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
H31.3.29	・ 諮問書及び弁明書の受理
H31.4.3	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
H31.4.23	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R1.5.7	・ 審査請求人からの意見書の受理
R1.5.9	・ 実施機関からの意見書の受理
R1.6.26	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (第40回三重県情報公開・個人情報保護審査会)
R1.7.16	・ 審議 (令和元年度第4回第1部会)
R1.8.29	・ 審議 (令和元年度第5回第1部会)
R1.9.26	・ 審議 (令和元年度第6回第1部会)
R1.10.16	・ 審議 (令和元年度第7回第1部会)
R1.11.20	・ 審議 (令和元年度第8回第1部会)
R1.12.25	・ 審議 (令和元年度第9回第1部会)
R2.2.13	・ 審議 (令和元年度第10回第1部会)
R2.3.18	・ 審議 (令和元年度第11回第1部会)
R2.4.15	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第1回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した会長及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。